別冊

金融所得一体課税の解説

税　務　署

目　　次

Ⅰ　金融所得一体課税の概要（平成 28 年分以降） 3
Ⅱ　「株式等」の利子・配当・譲渡に係る課税関係 4
１　株式等に係る譲渡所得等 4
（１）概要 4
（２）株式等の範囲 5
（３）株式等に係る譲渡所得等の金額の計算 7
２　株式等に係る利子所得及び配当所得 9
（１）利子所得 9
（２）配当所得 11
（３）利子及び配当等に係る申告不要制度 13
【参考１】利子所得及び配当所得に対する課税の概要（平成 28 年１月１日以後の支払） 14
【参考２】源泉徴収口座がある場合の申告不要等の選択 15
Ⅲ　上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例 16
１　概要 16
２　「上場株式等の一定の譲渡」等の範囲 16
（１）「上場株式等」の範囲 16
（２）「一定の譲渡」の範囲 16
３　手続 17
（１）譲渡損失が生じた年分 17
（２）上記（１）の後の年分（繰り越された譲渡損失がある場合） 17
４　留意事項 17
（１）源泉徴収選択口座に係る取扱い 17
（２）申告要件 18
（３）合計所得金額の判定等 18
Ⅳ　特定口座制度 18
１　所得計算等の特例 18
２　源泉徴収選択口座の特例 19
（１）特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等に対する源泉徴収 19
（２）源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等 19
（３）申告不要の特例 20
（４）留意事項 20
【参考】上場株式等の譲渡損失と利子等及び配当等の損益通算の例 22

３　特定口座年間取引報告書 24
４　特定口座内保管上場株式等の譲渡損益の確定申告手続 24
Ⅴ　上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択 25
１　概要 25
２　課税方式の選択 25
３　選択による影響 26
（１）所得税 26
（２）住民税 26

Ⅰ　金融所得一体課税の概要（平成 28 年分以降）

平成 25 年度税制改正により、「株式等」及び「上場株式等」の範囲が改正され、「上場株式等」については、従来の上場株式、公募株式等証券投資信託の受益権等に加え、特定公社債（国債等）、公募公社債投資信託の受益権（ＭＭＦ等）もその範囲に含まれることとなり、その利子や譲渡による所得も申告分離課税の対象とされました。

この改正によって、株式と公社債の譲渡損益に係る損益通算が可能となったほか、上場株式、上場投資信託（ＥＴＦ等）、公募投資信託、特定公社債（国債、平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。）等）に係る利子所得、配当所得及び譲渡所得の各所得間での損益通算が可能となりました。

平成 28 年 1 月 1 日以降に支払を受けるべき公社債等の利子、株式等の配当並びに同日以後の株式等の譲渡所得に係る課税関係の概要は、次のとおりとなります。

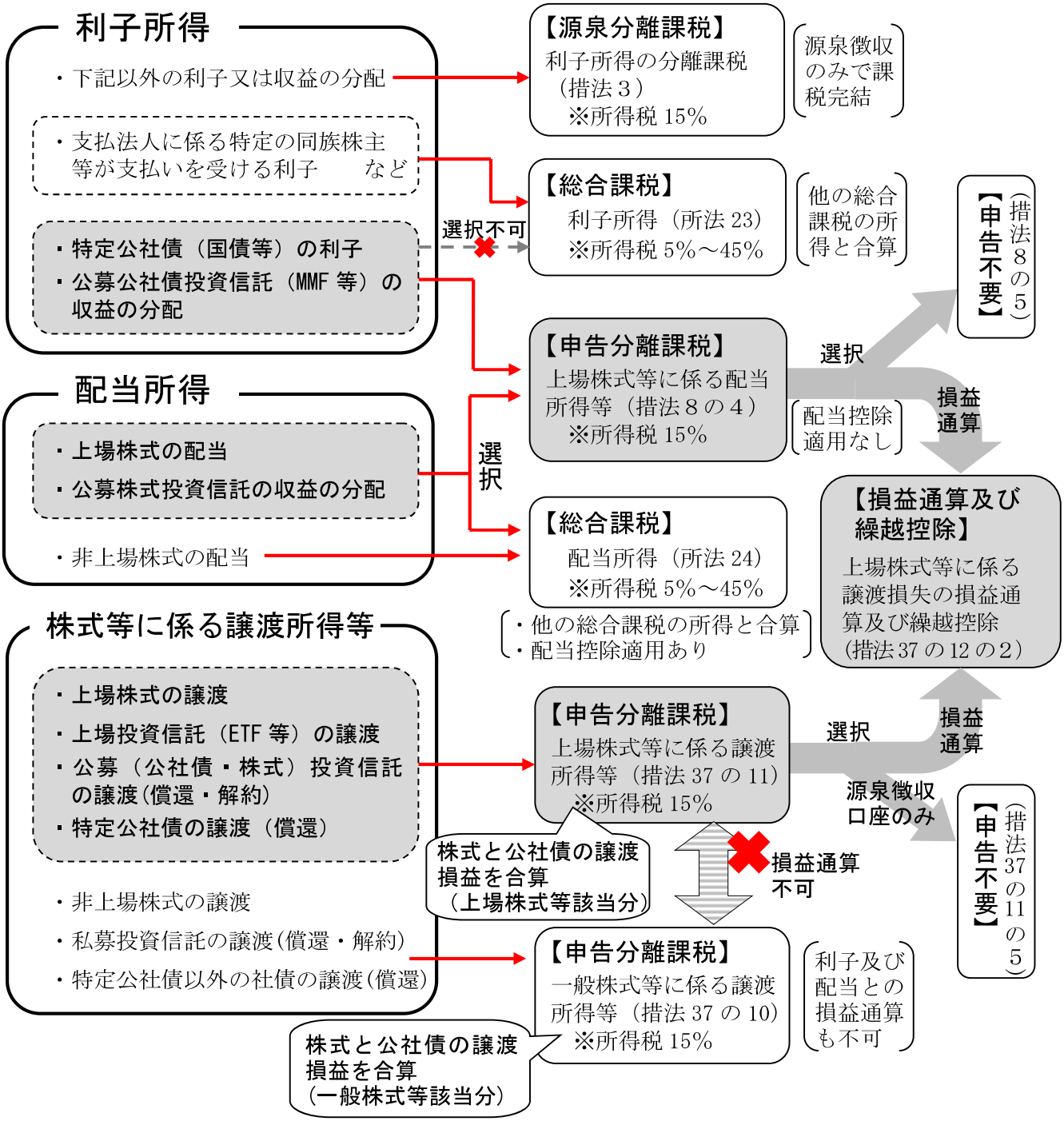

Ⅱ　「株式等」の利子・配当・譲渡に係る課税関係

株式等の利子、配当及び譲渡に係る課税関係は、次のとおりです。

1　株式等に係る譲渡所得等

（1）概要

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、平成 28 年１月１日以後に株式等の譲渡をした場合には、その株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（以下「譲渡所得等」といいます。）については、これを一般株式等の譲渡によるものと上場株式等の譲渡によるものとに区分した上で、他の所得と区分して、その年中の一般株式等の譲渡に係る譲渡所得等（以下「一般株式等に係る譲渡所得等」といいます。）の金額及び上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等（以下「上場株式等に係る譲渡所得等」といいます。）の金額に対し、それぞれ 15％（地方税５％）の税率によって所得税（注）が課されます（措法 37 の 10①、37 の 11①）。

なお、一般株式等に係る譲渡所得等の計算上生じた損失の金額については、なかったものとみなされる（一般株式等に係る事業所得・譲渡所得・雑所得の中での通算は可能です。）ため、他の所得との損益通算の対象とはなりません。

上場株式等に係る譲渡所得等の計算上生じた損失の金額についても、原則としてなかったものとみなされます（上場株式等に係る事業所得・譲渡所得・雑所得の中での通算は可能）が、後記Ⅲの「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」に該当する場合には、上場株式等に係る利子及び配当等との間に限り、その損失の金額について損益通算を行うことができます。

また、一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等とを損益通算することはできません（措法37の10①、37の11①、措令25の8①、25の9①）。

（注）平成 25 年から令和 19 年までの各年分の確定申告の際には、所得税と併せて、基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に 2.1％の税率を乗じて計算した復興特別所得税を申告・納付することとなります。

【株式等に係る譲渡所得等の分離課税イメージ】

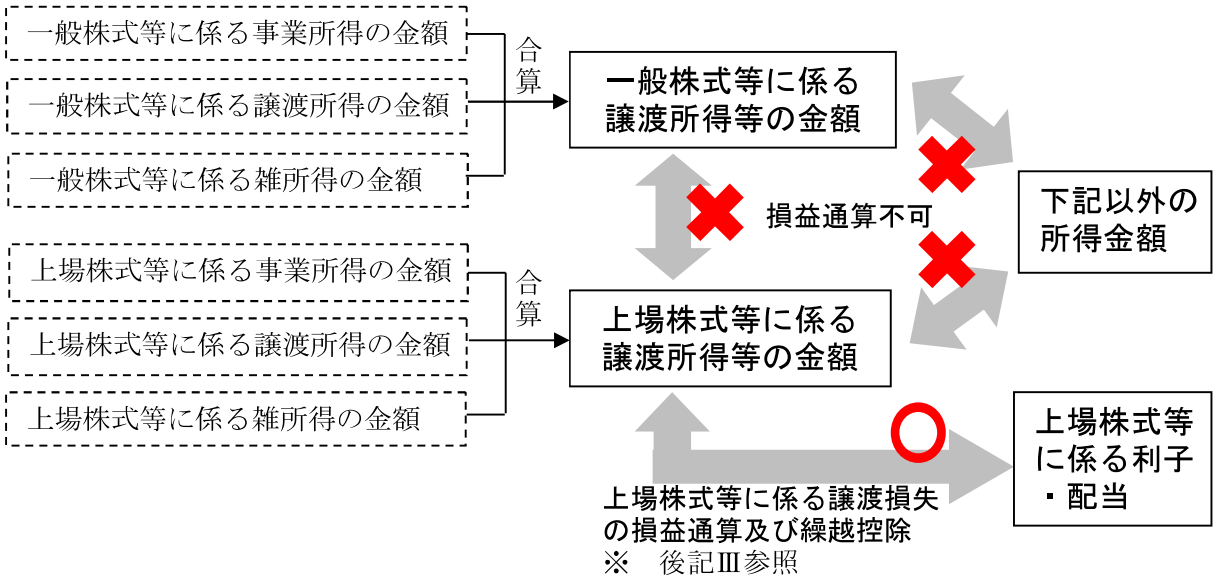

（２）株式等の範囲

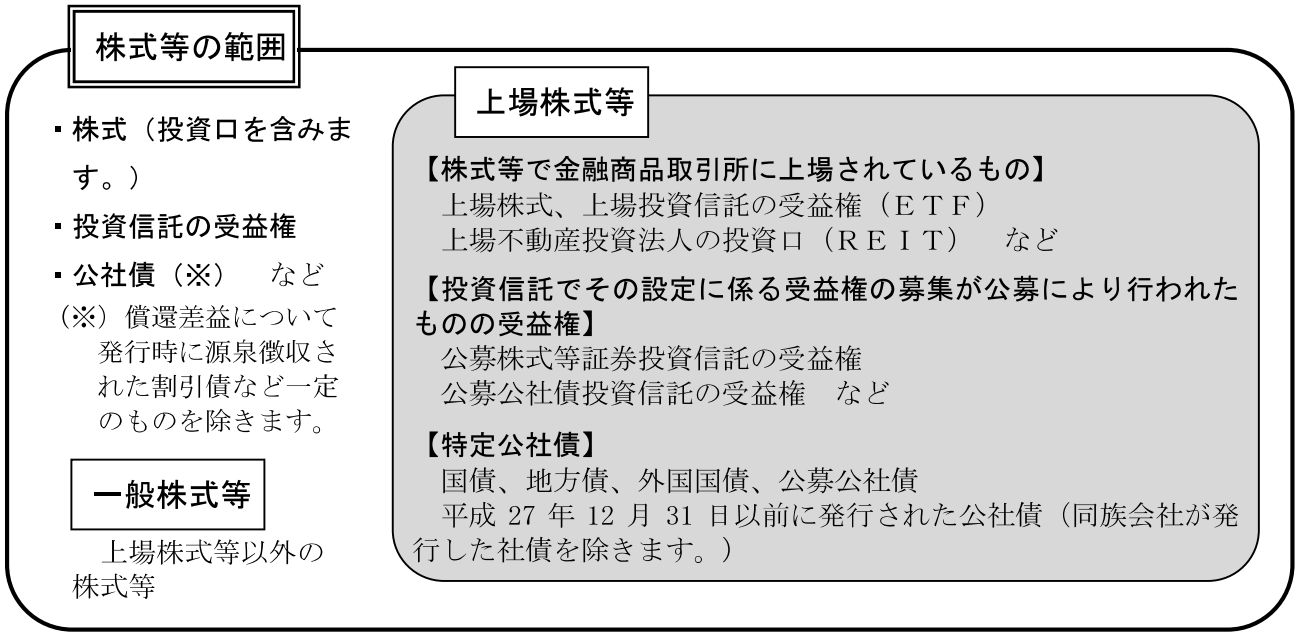

イ　「株式等」の範囲

株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税が適用される「株式等」とは、次に掲げるもの（外国法人に係るものを含みます。）をいいます（措法 37 の 10②）。

分　類	内　容
株　式 出　資 投資口	①　株式（投資口を含みます。）、株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権（新投資口予約権を含みます。）及び新株予約権の割当てを受ける権利（措法 37 の 10②一）
	②　特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分（出資者、社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含み、次の③に掲げるものを除きます。）（措法 37 の 10②二）
	③　協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資（優先出資者となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利を含みます。）及び資産の流動化に関する法律に規定する優先出資（優先出資社員となる権利及び同法に規定する引受権を含みます。）（措法 37 の 10②三）
信託受益権 （投資信託等）	④　投資信託の受益権（措法 37 の 10②四）
	⑤　特定受益証券発行信託の受益権（措法 37 の 10②五）
	⑥　社債的受益権（措法 37 の 10②六）
公社債	⑦　公社債（預金保険法に規定する長期信用銀行債等、農水産業協同組合貯金保険法に規定する農林債及び平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された割引債でその償還差益が発行時に源泉分離課税の対象とされたものを除きます。）（措法 37 の 10②七）

ロ　「一般株式等」の範囲

「一般株式等に係る譲渡所得等」の対象となる「一般株式等」とは、上記イに掲げる「株式等」のうち、次のハに掲げる上場株式等以外の株式等をいいます（措法 37 の 10①）。

ハ　「上場株式等」の範囲

「上場株式等に係る譲渡所得等」の対象となる「上場株式等」とは、上記イに掲げる「株式等」のうち、次に掲げる株式等をいいます（措法 37 の 11②、措令 25 の９②、措規 18 の 10①）。

分類	名称	備考
上場株式（出資投資口）・上場投資信託・上場公社債	金融商品取引所に上場されている株式等（投資口及び公社債を含みます。）（措法 37 の 11②一）	上場新株予約権付社債、上場転換社債、上場新株引受権付社債、上場優先出資証券、ETF、Ｊ－REIT、インフラファンド及びベンチャーファンドを含みます。
	店頭売買登録銘柄として登録されている株式（措令 25 の９②一）	出資及び投資口を含みます。
	店頭転換社債型新株予約権付社債（措令 25 の９②一）	
	店頭管理銘柄株式（措規 18 の 10①一）	出資及び投資口を含みます。
	日本銀行出資証券（措規 18 の 10①二）	
	外国金融商品市場で売買されている株式等（措令 25 の９②二）	
	特定投資法人の投資口（措法 37 の 11②三）	
公募信託受益権（投資信託等）	公募投資信託の受益権（措法 37 の 11②二）	証券投資信託のほか、公社債投資信託（ＭＭＦ、ＭＲＦ等）を含みます。
	公募特定受益証券発行信託の受益権（措法 37 の 11②三の二）	（例）ＥＴＮ（指標連動証券）、ＪＤＲ（日本版預託証券）等
	公募特定目的信託の社債的受益権（措法 37 の 11②四）	
特定公社債	国債及び地方債（措法 37 の 11②五）	
	外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券（措法 37 の 11②六）	
	会社以外の法人が特別の法律により発行する一定の債券（措法 37 の 11②七）	（例）財投機関債、独立行政法人が発行する債券等
	公社債でその発行時の募集が一定の公募により行われたもの（措法 37 の 11②八）	

分類	名称	備考
特定公社債（続）	社債のうち、その発行の日前９月以内（外国法人にあっては 12 月以内）に有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行するもの（措法 37 の 11②九）	(例)上場会社が発行する私募債、有価証券報告書等を提出している非上場会社が発行する社債等
	金融商品取引所等においてその規則に基づき公表された公社債情報に基づき発行する一定の公社債（措法 37 の 11②十）	(例)東京プロボンドマーケットにおけるプログラム情報、欧州市場におけるＭＴＮプログラム等に基づき発行される公社債等
	国外において発行された公社債で、次に掲げるもの イ　国内において有価証券の一定の売出しに応じて取得した公社債（措法 37 の 11②十一イ） ロ　国内において売付け勧誘等に応じて取得した公社債で、その取得の日前９月以内（外国法人にあっては 12 月以内）に有価証券報告書等を提出している会社が発行したもの（措法 37 の 11②十一ロ）	その取得の時から引き続きその公社債の売出し等をした金融商品取引業者等において保管の委託がされているものに限ります。
	一定の外国法人又は国際間の取極に基づき設立された国際機関が発行し、又は保証する債券（措令 25 の９⑥）	(例)フィンランド地方金融公社、米国連邦住宅抵当公庫(FNMA)、世界銀行、アジア開発銀行等が発行する債券等
	銀行等又はその銀行等の関連会社が発行した一定の社債（措法 37 の 11②十三）	
	平成 27 年 12 月 31 日以前発行の公社債（同族会社が発行したものを除きます。）（措法 37 の 11②十四）	

（３）株式等に係る譲渡所得等の金額の計算

イ　所得金額

一般株式等又は上場株式等の譲渡に係る事業所得、雑所得及び譲渡所得の金額の計算は、次のとおり行います。

（イ）事業所得及び雑所得

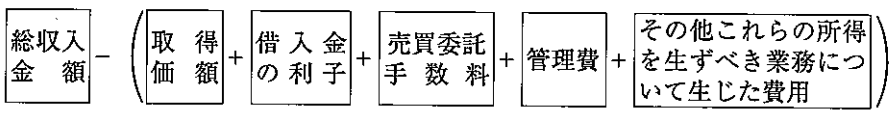

＝株式等の譲渡に係る事業所得又は雑所得の金額

（ロ）譲渡所得

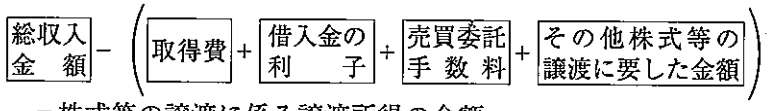

＝株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額

ロ　計算に当たっての留意事項

（イ）収入金額とみなされる場合

一般株式等又は上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の収入金額とは、一般株式等又は上場株式等の譲渡による対価として収入すべき金額ですが、次に掲げるとおり、「譲渡」により生ずる収入ではなくとも、一般株式等又は上場株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる場合があります（措法 37 の 10③、37 の 11③、④）。

Ａ　法人の合併・分割等の一定の事由により交付を受ける金銭等（所得税法第 25 条第１項の規定により配当とみなされる部分の金額を除きます。）

Ｂ　公社債の元本の償還等により交付を受ける金銭等

Ｃ　投資信託又は特定受益証券発行信託の終了（償還）又は一部の解約により交付を受ける金銭等

（ロ）株式等の譲渡に係る事業所得及び雑所得と譲渡所得との差異

株式等の譲渡に係る事業所得及び雑所得の場合と譲渡所得の場合との差異については、事業所得及び雑所得の場合は、販売費及び一般管理費（口座保管料、投資顧問料等）など必要経費の控除が認められていること、譲渡所得の場合は、①取得費に加算される相続税額の特例（措法 39）、②保証債務を履行するために株式等を譲渡した場合で、その保証債務の主たる債務者などに対する求償権の行使ができなくなった場合の特例（所法 64②）が適用できることなどが挙げられます。

また、同一の銘柄の株式を２回以上にわたって取得し、その株式等の一部を譲渡した場合の譲渡所得等の取得費の計算方法について、事業所得の場合は、銘柄の異なるごとに区分した上で総平均法により計算するのに対し（所令 105、措令 25 の８⑦）、譲渡所得及び雑所得の場合は、銘柄の異なるごとに区分した上で総平均法に準ずる方法により計算することとなります（所令 118）。

※　総平均法に準ずる方法とは、株式等をその種類及び銘柄の異なるごとに区分し、その種類等の同じものについて、その株式等を最初に取得した時（取得後において既にその株式等を譲渡している場合には、直前の譲渡の時）から、その譲渡の時までの期間を基礎として、１単位当たりの金額を計算する方法をいいます（所令 118①）。

２　株式等に係る利子所得及び配当所得

（１）利子所得

イ　意義

利子所得とは、一般に「利子」といわれるもののうち所得税法に規定（限定列挙）されているものをいいます（所法２①九～十一・十五・十五の二、十五の三、所法 23①、所基通２－10～２－12・23－１）。

利子所得の範囲	具　体　例
①　公社債の利子	国債、地方債、農林債券、商工債券などの公債の利子、株式会社が発行する社債の利子
②　預貯金の利子	銀行、信用金庫、農協などの金融機関に対する預金の利子、いわゆる社内預金の利子（労働者等の家族や法人の役員の預け金は除きます。）
（総合課税の対象）	日本国外の銀行等に預けた預金の利子、外国市場・ユーロ市場において発行された債券のうち指定証券会社に設けられる「外貨証券取引口座」を通じないで受け取る利子、東京市場で発行される債券のうち加盟協定により我が国の源泉徴収義務が免除されている国際金融機関（アジア開発銀行、米州開発銀行等）により発行されたものの利子
③　合同運用信託の収益の分配	貸付信託や指定金銭信託の収益の分配金
④　公社債投資信託の収益の分配	公社債投資信託や中期国債ファンド（MMF）などの収益の分配金
⑤　公募公社債等運用投資信託の収益の分配	

（参考：一般に『利子』といわれるもので利子所得に該当しないもの）

利子所得に該当しないもの		所得区分等
①	知人や会社に対する貸付金の利子、いわゆる社内預金の利子のうち役員に対するもの、学校債や組合債の利子など	雑所得
②	証券投資信託の収益の分配金など	配当所得
③	いわゆる子供銀行預貯金の利子等、納税貯蓄組合預金の利子、納税準備預金の利子、当座預金で年１％以下の利率で付される利子など	非課税

ロ　課税関係

利子所得のうち、特定公社債など一定の利子については申告分離課税の対象となり、上場株式等に係る譲渡損失との損益通算又は申告不要の特例のいずれかの選択が可能ですが、それ以外の利子については、所得税及び復興特別所得税 15.315％（このほか住民税５％）の一律源泉分離課税により課税が完結するものと、総合課税の対象となるものがあります（所法 23、措法３①、３の３①、８の４①、８の５①、措令１の４、地法 71 の６①）。

課税方式	対象となる利子等の種類	源泉徴収税率	確定申告の要否等
源泉分離課税 （源泉徴収だけで納税義務が完結するもの（措法３①））	①次に掲げる一般利子等（措法３①） イ　特定公社債以外の公社債の利子（国外公社債等の利子等並びに⑧及び⑩の利子を除きます。） ロ　預貯金の利子 ハ　合同運用信託の収益の分配、公社債投資信託でその受益権の募集が公募以外の方法（私募）により行われたものの収益の分配 ②　国外一般公社債等の利子等（措法3の3①） ③　利子等とみなされる勤労者財産形成貯蓄保険契約等に基づき支払いを受ける差益（措法４の４①）	15.315％ （地方税5％）	不可 ※確定申告をすることはできません。
申告分離課税 （確定申告により申告分離課税を受けるもの（措法8の4①））	④　特定公社債の利子（措法３①一） ⑤　公社債投資信託のうち、次のいずれかのものの収益の分配（措法３①二） イ　その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの ロ　その受益権が金融商品取引所に上場しているもの又は外国金融商品市場において売買されているもの ⑥　公募公社債等運用投資信託の収益の分配（措法３①三） ⑦　国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等（措法３の３）	15.315％ （地方税5％）	原則不要 ※確定申告をを要しません。 （措法８の５①二、三、七、３の３⑦） （注１）
総合課税 （確定申告により総合課税を受けるもの（所法23））	⑧　特定公社債以外の公社債の利子で、その利子の支払いをした法人が法人税法第２条第10号に規定する同族会社に該当するときにおけるその判定の基礎となる一定の株主（特定個人）及びその親族等が支払いを受けるもの（措法３①四、措令１の４③） ⑨　民間国外債の利子（措法６②）	15.315％	要
	⑩　公社債の利子で条約又は法律において源泉徴収の規定が適用されないもの（措令１の４①）（注２）	適用なし	

（注１）確定申告をして源泉徴収税額の還付を受けることもできます。また、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、申告分離課税の適用を受ける上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、その配当所得等の金額から控除することができます（措法37の12の２①）。

（注２）⑩の利子（不適用利子）であっても、特定公社債の利子に該当するものは、申告分離課税の適用を受けます。

ハ　所得金額

利子収入 ＝ 利子所得金額

※　配当所得とは異なり、負債利子を控除することはできません。

（２）配当所得

イ　意義

配当所得とは、一般に「配当」といわれるもののうち、所得税法に規定しているもの（限定列挙）をいいます（所法 24①、所基通 24－１）。

配当所得の範囲	具　体　例
①　法人から受ける剰余金の配当 （注）株式又は出資に係るものに限られ、資本剰余金の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除きます。	株式会社からの金銭等の分配 特定目的信託の収益の分配
②　法人から受ける利益の配当 （注）中間配当を含み、分割型分割によるものを除きます。	持分会社（合同、合名、合資）・特定目的会社からの利益の配当
③　剰余金の分配（出資に係るものに限ります。）	農業協同組合等から受ける出資に対する剰余金の配当
④　投資信託及び投資法人に関する法律第137条（金銭の分配）の金銭の分配 （注）出資総額等の減少に伴う金銭の分配のうち一定のものを除きます。	
⑤　基金利息（保険業法55①）	相互保険会社の基金に対する利息
⑥　公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外の投資信託の収益の分配 （注）オープン型証券投資信託の特別分配金を除きます。	ユニット型証券投資信託の期中分配金 オープン型証券投資信託の普通分配金 （注）「オープン型証券投資信託」とは、元本の追加信託ができるものをいい、その特別分配金は元本の払戻し相当額として非課税となります。 私募公社債等運用投資信託の収益分配金 特定株式投資信託の収益の分配
⑦　特定受益証券発行信託の収益の分配 （注）「特定受益証券発行信託」とは、法法２二十九ハに規定するものをいい、適格現物分配によるものを除きます。	

（参考：一般に『配当』といわれるもので配当所得に該当しないもの）

配当所得の対象外		所得区分等
人格のない社団等から受けるもの	収益の分配金	雑所得
	解散等による受ける清算分配金、持分の払戻金	一時所得
協同組合等の組合員等が受ける事業分量配当金		事業所得等
土地の信託配当	賃貸方式によるもの	不動産所得
	分譲方式によるもの	譲渡所得等
株主優待乗車券等（法人税法上損金経理したもの）		雑所得
オープン型証券投資信託の収益の分配のうち特別分配金		非課税
生命保険契約等及び損害保険契約等に基づく剰余金の分配金や割戻金		―

（注）生命保険契約等及び損害保険契約等に基づく剰余金の分配金や割戻金は、生命保険料・地震保険料控除を計算する際に差し引きます（所法24、76①一、77①括弧書）。

ロ　課税関係

配当所得については、「上場株式等の配当等」と「上記以外の配当等」とに区分し、それぞれ次表のとおり課税されることとなります（所法 24、措法８の４）。

区分		課税関係（注３）
上場株式等の配当等 （大口株主等（注２）が内国法人から支払を受けるものを除きます。）	**【特定上場株式等の配当等】** ①上場株式（投資口）の配当 ②特定投資法人の投資口の配当 ③公募投資信託の収益の分配（公社債投資信託以外の証券投資信託に係るものに限ります。） ※　以下、上記①～③に掲げる配当等を「特定上場株式等の配当等」といいます（措法８の４②）。	**【総合課税】** ・　他の総合課税の所得と合算して課税（所法 24） ・　配当控除あり（所法 92） **いずれか選択（注１）** **【申告分離課税】** 上場株式等に係る配当所得等として、所得税 15％、地方税５％で分離課税（措法８の４）
	④公募特定受益証券発行信託の収益の分配 ⑤公募特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当	**【申告分離課税】** 上場株式等に係る配当所得等として、所得税 15％、地方税５％で分離課税（措法８の４）
上記以外の配当等		**【総合課税】** 他の総合課税の所得と合算して課税（所法 24）

（注１）特定上場株式等の配当等を確定申告する場合は、**その配当等の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択**しなければなりません（特定上場株式等の配当等のうちの一部について総合課税、残りを分離課

税とする選択は不可。）（措法８の４②）。

（注２）大口株主等とは、株式等の保有割合が、発行済株式等の総数等の３％以上を保有する株主等をいいます（以下、同様に略称を用います。）。

（注３）総合課税を選択した場合においても、配当等の種類により配当控除の適用がない場合があります。

ハ　所得金額

配当収入 － 株式等を取得するための負債の利子 ＝ 配当所得金額

（３）利子及び配当等に係る申告不要制度

次表の利子及び配当等については、原則として、納税者の選択により、１回に支払を受ける利子又は配当等の額ごとに、確定申告をする所得に含めないことができます（措法８の５①④）。

ただし、源泉徴収口座に受け入れた利子及び配当等については、その口座ごとに申告不要とするか否かの選択をする必要があります。

また、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座の利子所得及び配当所得のいずれの金額も併せて申告しなければなりません（措法 37 の 11 の６⑨⑩）。

<table>
<tr><th>所得区分</th><th>対象</th><th>要件等</th></tr>
<tr><td>利　子</td><td>上場株式等の利子</td><td rowspan="2">１回に支払を受ける利子及び配当等ごとに確定申告の有無を選択可
（金額の上限はありません。）
※　源泉徴収口座に受け入れた利子及び配当等は、当該口座ごとに確定申告の有無を選択</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配　当</td><td>上場株式等の配当等
（大口株主等が支払を受けるものを除きます。）</td></tr>
<tr><td>上記以外の配当等
（少額配当等）</td><td>１回に支払を受ける金額が 10 万円に配当計算期間の月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額以下であること</td></tr>
</table>

【参考１】利子所得及び配当所得に対する課税の概要（平成 28 年１月１日以後の支払）

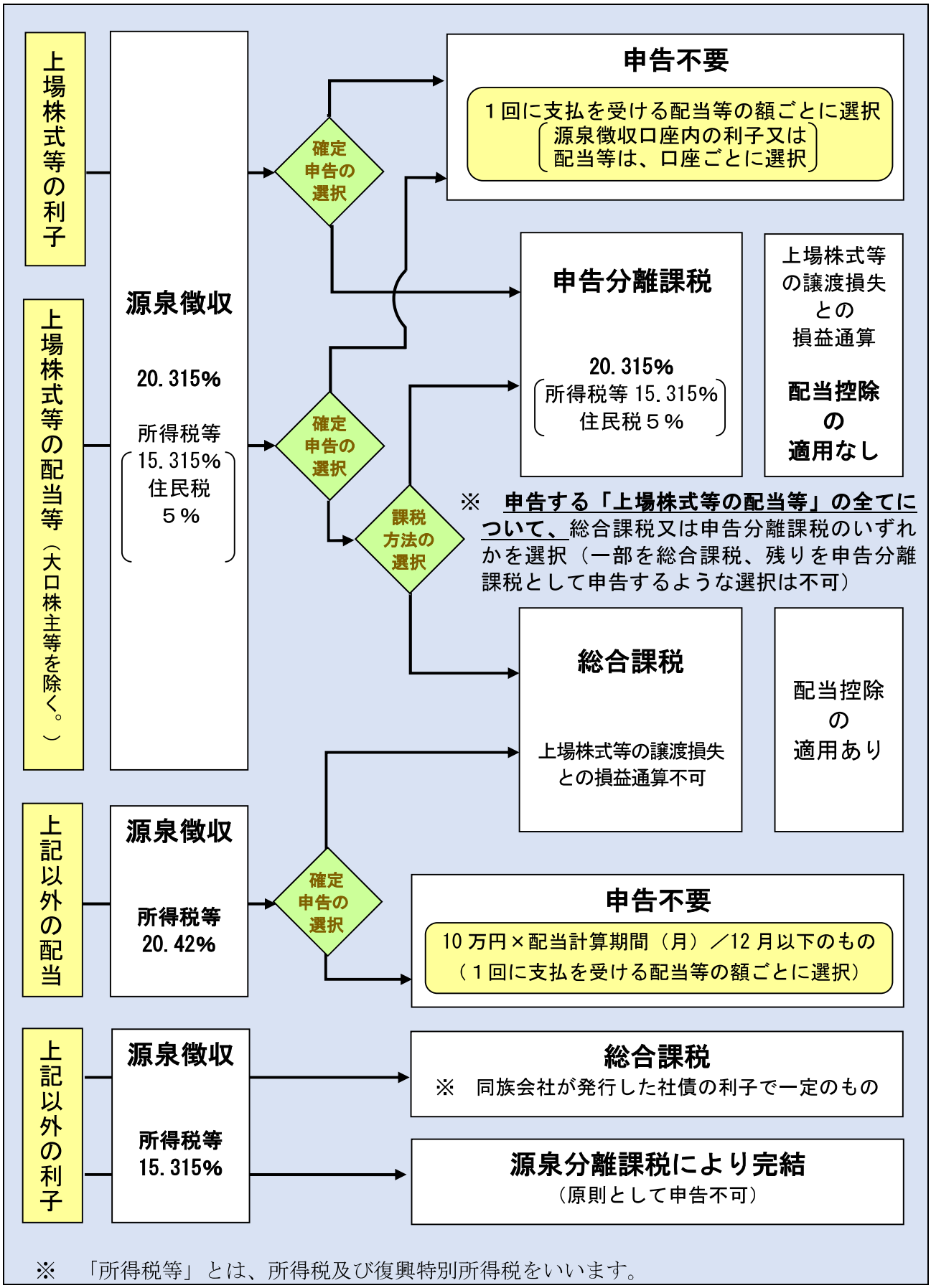

※　「所得税等」とは、所得税及び復興特別所得税をいいます。

（注１）上場株式等の利子に係る利子所得及び配当等に係る配当所得については、一回に支払を受ける利子又は配当等の額ごとに申告不要の特例（措法８の５①）を選択することができます。た

だし、源泉徴収選択口座内の利子及び配当等についてこの申告不要の特例を適用する場合には、源泉徴収選択口座ごとに選択することになります（措法37の11の６⑨）。

なお、源泉徴収選択口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収選択口座の利子所得及び配当所得のいずれの金額も併せて申告しなければなりません。

（注２）源泉徴収選択口座内の利子及び配当等に係る課税方式は、「特定上場株式等の配当等」（＝上場株式等に係る配当所得）と「上記以外のもの」（＝上場株式等に係る利子所得等）の別に、それぞれ選択することができます（利子所得を申告分離課税、配当所得を総合課税とする選択が可能。ただし、利子所得について総合課税を選択することは不可。）。

【参考２】源泉徴収口座がある場合の申告不要等の選択

①　申告不要の選択（譲渡損失なし）

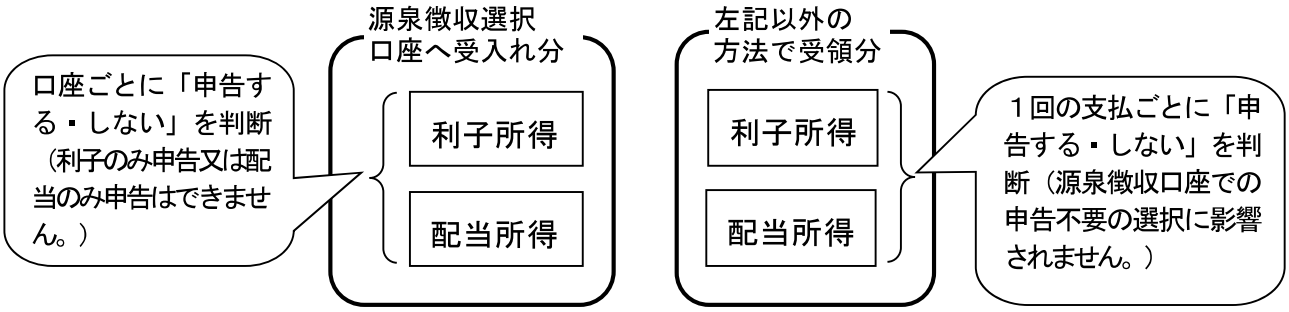

②　申告不要の選択（譲渡損失あり）

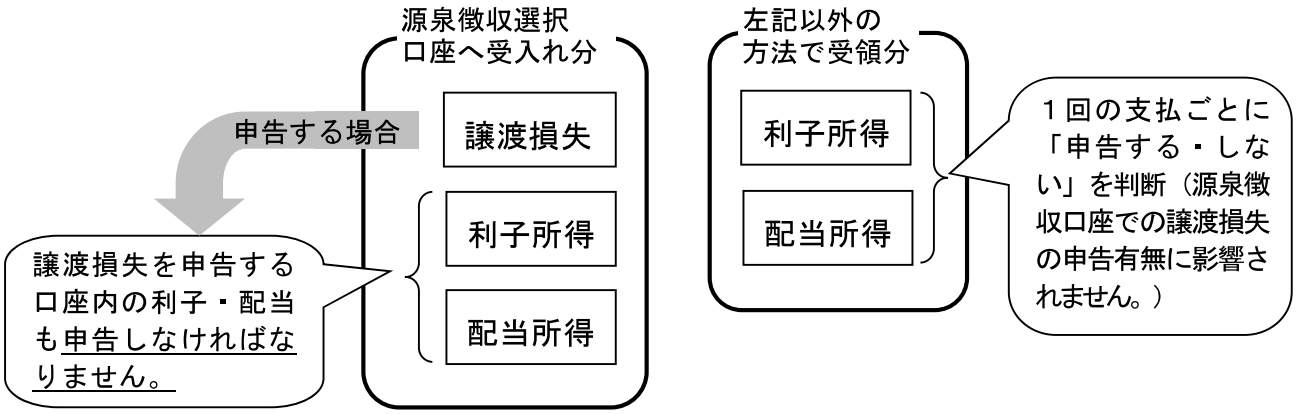

③　課税方式の選択

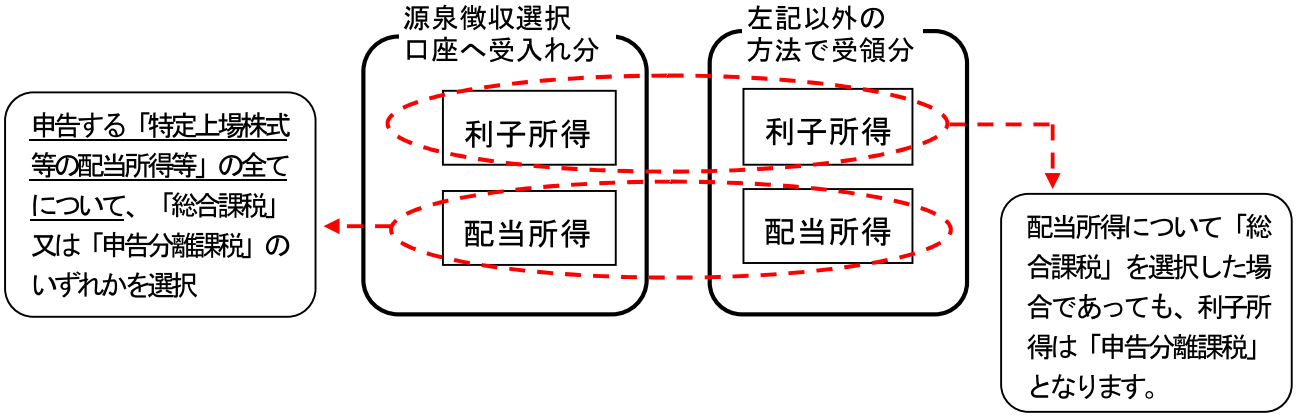

Ⅲ　上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

１　概要

平成 28 年分以後の各年分において、「上場株式等の一定の譲渡」をしたことにより生じた譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る利子所得及び配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。以下同じです。）と損益通算することができます（措法 37 の 12 の２①）。

また、上記の損益通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額を有する場合には、その譲渡損失の金額は、翌年以後３年間にわたり、確定申告により上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る利子所得及び配当所得の金額から控除することができます（措法 37 の 12 の２⑤）。

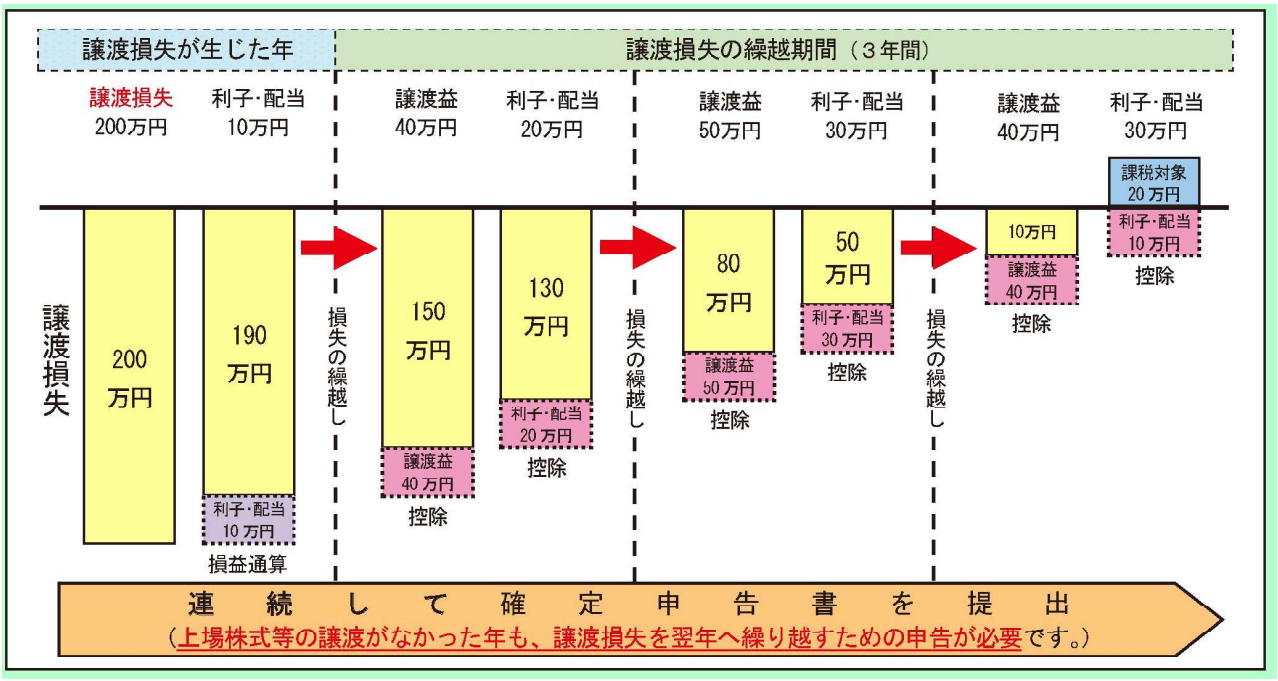

２　「上場株式等の一定の譲渡」等の範囲

（１）「上場株式等」の範囲

この特例の対象となる「上場株式等」とは、上記Ⅱ１（２）ハに掲げる「上場株式等」と同じです。

（２）「一定の譲渡」の範囲

上場株式等の「一定の譲渡」とは、次のとおりです（措法 37 の 12 の２②）。

	対象となる譲渡
①	金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。以下同じです。）又は登録金融機関への売委託により行う上場株式等の譲渡（措法 37 の 12 の２②一）
②	金融商品取引業者に対する上場株式等の譲渡（措法 37 の 12 の２②二）
③	登録金融機関又は投資信託委託会社に対する上場株式等の譲渡で一定のもの（措法 37 の 12 の２②三）
④	法人の合併・分割、公社債の元本の償還等、投資信託の終了・一部解約等、みなし譲渡課税の対象となる上場株式等についての権利の移転又は消滅（措法 37 の 12 の２②四）

	対象となる譲渡
⑤	上場株式等を発行した法人の行う株式交換又は株式移転による株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人に対する上場株式等の譲渡（措法 37 の 12 の２②五）
⑥	上場株式等を発行した法人に対して会社法の規定に基づいて行う単元未満株式の譲渡（措法 37 の 12 の２②六）
⑦	取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の発行法人に対する譲渡で一定のもの（措令 25 の 11 の２⑤）
⑧	上場株式等を発行した法人に対して改正前の商法の規定に基づいて行う端株の譲渡（措法 37 の 12 の２②七）
⑨	上場株式等を発行した法人が行う会社法第 234 条第１項の規定等による一株又は一口に満たない端数に係る上場株式等の競売その他一定の譲渡（措法 37 の 12 の２②八）
⑩	信託会社（信託業務を営む金融機関を含みます。）の国内にある営業所又は事務所に信託されている上場株式等の譲渡で、その営業所又は事務所を通じて外国証券業者への売委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うもの（措法 37 の 12 の２②九、十）
⑪	国外転出時課税制度の適用により行われたとみなされた上場株式等の譲渡（措法 37 の 12 の２②十一）

（注）上場株式等の相対取引による譲渡や、国外の証券業者と直接取引することにより譲渡した場合は、上場株式等の譲渡には当たりますが、上記「一定の譲渡」に当たりません。

したがって、その場合の譲渡所得は、他の上場株式等に係る譲渡所得等と合算して計算することとなりますが、この特例を適用することはできません。

３　手続

この特例の適用を受けるためには、次の手続が必要になります（措法 37 の 12 の２③、⑦、措令 25 の 11 の２⑦、⑪、措規 18 の 14 の２②～⑤）。

（１）譲渡損失が生じた年分

確定申告書にこの特例の適用を受けようとする旨を記載し、上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書などを添付して提出します。

なお、控除しきれない譲渡損失の金額があり、翌年以後にその譲渡損失の金額を繰り越した場合には、次の（２）の手続が必要になります。

（２）上記（１）の後の年分（繰り越された譲渡損失がある場合）

上記（１）の確定申告書の提出後において、繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書などの添付がある確定申告書を連続して提出します。

（注）上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の後の年に株式等の譲渡がない場合であっても、その年の翌年以後にこの特例の適用を受けようとする場合は、確定申告書に繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書を添付して提出する必要があります。

４　留意事項

（１）源泉徴収選択口座に係る取扱い

源泉徴収選択口座内の上場株式等に係る譲渡損失の金額を確定申告における所得金額に含めずに確定申告書を提出していた場合は、その後に修正申告又は更正の請

求により当該譲渡損失の金額を含めて所得計算を行うことはできません。

（２）申告要件

この特例は、確定申告書を提出することが適用要件とされているため、当初申告においてこの特例の適用を受けていなかった場合には、措置法通達 37 の 12 の２－５《更正の請求による更正により上場株式等に係る譲渡損失の金額があることとなった場合》の定めの適用がある場合を除き、原則としてこの特例の適用を受けることはできません。

なお、平成 28 年分より、やむを得ない事情が認められる場合においてこの特例の適用を受けることを認める旨の規定が廃止されていることから、所定の要件を満たさない限りこの特例の適用を受ける余地がないことに留意してください。

（３）合計所得金額の判定等

申告分離課税の対象となる「上場株式等に係る配当所得等の金額」は、この損益通算の適用後の金額となります（措法 37 の 12 の２④）。

また、この損益通算の適用がある場合には、「配偶者（特別）控除」、「扶養控除」などを判定する際の「合計所得金額」等については、この損益通算の適用後の金額を基礎として計算することになります（措法 37 の 12 の２④、措法８の４③一、措令 25 の 11 の２⑮、⑳）。

なお、繰越控除の適用がある場合の「配偶者（特別）控除」、「扶養控除」などを判定する際の「合計所得金額」等については、損益通算の適用をする場合と異なり、繰越控除の適用前の金額を基礎として計算することになります（措法 37 の 12 の２⑧では措法８の４③の読替えをしていないため。）。

Ⅳ　特定口座制度

１　所得計算等の特例

居住者等が、金融商品取引業者等に一定の要件を満たす特定口座を設定した場合において、その特定口座に係る振替口座簿に記載等がされ、又はその特定口座に保管の委託がされている上場株式等（特定公社債等を含みます。以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。）を譲渡した場合には、それぞれの特定口座ごとに、その特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額と、その特定口座内保管上場株式等以外の株式等の譲渡による譲渡所得等の金額とを区分して、これらの金額を計算します。

なお、その特定口座内の譲渡所得等の金額の計算は金融商品取引業者等が行い、年間の取引の合計を記載した「特定口座年間取引報告書」が、取引を行った年の翌年１月 31 日までに金融商品取引業者等から交付されます（措法 37 の 11 の３①、②、措令 25 の 10 の２①本文、③）。

（注）特定口座に受け入れることができる「上場株式等」の範囲は、上記Ⅱ１（２）ハに掲げる「上場株式等」と同じです。

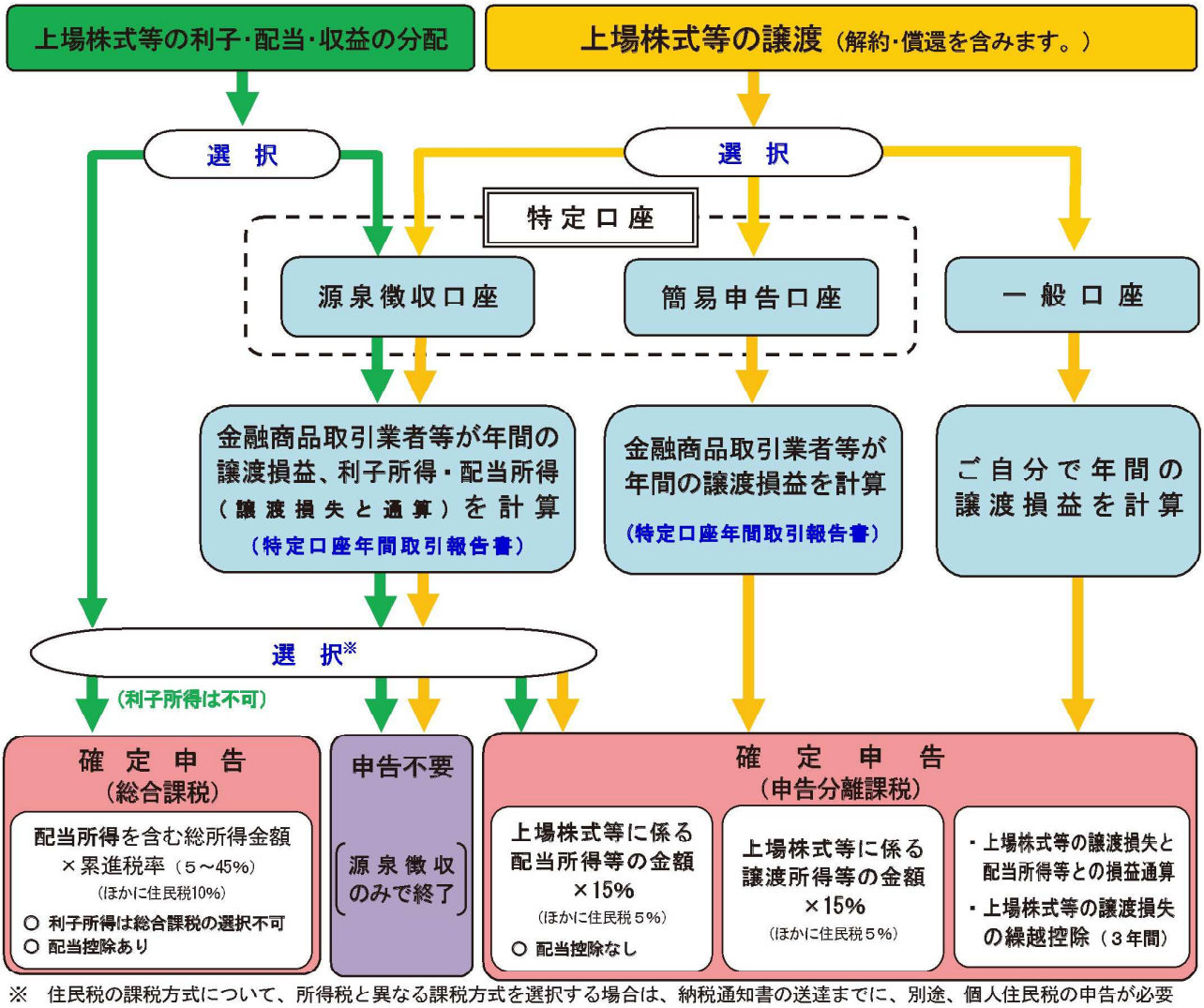

※　住民税の課税方式について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、納税通知書の送達までに、別途、個人住民税の申告が必要です。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

２　源泉徴収選択口座の特例

（１）特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等に対する源泉徴収

居住者等から「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出がされた特定口座（源泉徴収選択口座）については、上場株式等の譲渡の都度、年初からの純利益を計算し、その年における前回までの譲渡までの純利益の額を超える部分の金額（源泉徴収選択口座内調整所得金額）が生じた場合には、その譲渡の対価の支払をする際に、その源泉徴収選択口座内調整所得金額に所得税等15.315％の税率を乗じて計算した金額が金融商品取引業者等により源泉徴収されます（措法37の11の４①）。

（２）源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等

源泉徴収選択口座を有する居住者等が、金融商品取引業者等を通じて支払を受ける措置法第８条の４に規定する上場株式等の利子及び配当等のうち、源泉徴収選択口座に受け入れたもの（源泉徴収選択口座内配当等）については、その源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得及び配当所得の金額と、源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等及び配当等に係る利子所得及び配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算します（措法37の11の６①）。

また、源泉徴収選択口座内に上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときの源

泉徴収選択口座内配当等に係る納付すべき所得税等の額は、その年中の源泉徴収選択口座内配当等の総額とその上場株式等に係る譲渡損失の金額との間で損益通算をした残額に対して源泉徴収税率を乗じて計算した金額となります（措法 37 の 11 の６⑥、措令 25 の 10 の 13⑧）。

（３）申告不要の特例

「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出をした個人のその提出に係る年分の所得税については、源泉徴収選択口座における所得の金額又は損失の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は譲渡損失の金額から除外して、その年分の確定申告を行うことができます（いわゆる申告不要制度（措法 37 の 11 の５①））。

この申告不要制度を選択した場合の所得税法の適用関係は、次のとおりです。

区分	内容
①　扶養親族等の要件とされる「合計所得金額」の判定	「配偶者（特別）控除」、「扶養控除」などを判定する際の「合計所得金額」は、源泉徴収選択口座における所得の金額又は損失の金額を含まずに判定します。 （注）源泉徴収選択口座について確定申告をする場合には、その源泉徴収選択口座における所得の金額又は損失の金額は、当然に合計所得金額に含まれます（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料の額にも影響する場合があります。）。
②　確定所得申告 （所法 120）	源泉徴収選択口座における所得の金額又は損失の金額は、上場株式等の譲渡所得等の金額には含まれませんので、これらを除外して確定申告の要否を判定します。
③　確定所得申告を要しない場合 （20 万円基準） （所法 121）	給与所得を有する者の確定申告不要要件（20 万円基準）の判定に当たって、源泉徴収選択口座における所得の金額又は損失の金額は「給与所得及び退職所得以外の所得金額」には含めずに判定を行います。

なお、源泉徴収選択口座において生じた所得又は損失の金額を①その口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と通算する場合、②上場株式等の譲渡損失の繰越控除の特例（措法 37 の 12 の２）の適用を受ける場合などは確定申告書を提出する必要があります。

（４）留意事項

イ　申告不要の選択単位

源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得を申告するかどうかは、その源泉徴収選択口座ごとに選択します（１回の譲渡ごと、１回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません。）。

※　源泉徴収選択口座に上場株式等に係る利子等及び配当等の双方を受け入れていた場合に、その口座に受け入れていた上場株式等に係る利子所得のみ、又は上場株式等に係る配当所得のみを申告不要とすることはできません。

ロ　源泉徴収選択口座に譲渡所得並びに利子所得及び配当所得の双方がある場合

源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡所得等並びにその源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得の両方又はいずれか一方のみを申告不要とすることができます。

ただし、源泉徴収選択口座における上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得も併せて申告しなければなりません。

ハ　源泉徴収選択口座に係る課税方式の選択

源泉徴収選択口座内配当等のうち「特定上場株式等の配当等」に係る課税方式については、「申告分離課税」又は「総合課税」のいずれかを選択することができるため、源泉徴収選択口座内の利子等及び配当等に係る課税方式については、「特定上場株式等の配当等」と「上記以外のもの」（上場株式等に係る利子所得等）の別に、それぞれ異なる課税方式を選択することができます。

したがって、利子所得を申告分離課税、特定上場株式等の配当等に係る配当所得を総合課税とする選択が可能ですが、利子所得について総合課税を選択することはできません。

ニ　申告不要の選択替え

源泉徴収選択口座において生じた上場株式等の配当等に係る所得の金額並びに上場株式等の譲渡に係る所得又は損失の金額について、上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合においては、その後にその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出する場合においても、当該所得又は損失の金額を上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上除外することはできません。

また、源泉徴収選択口座における上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得の金額を各所得金額の計算に含めずに確定申告書を提出した場合、その後その源泉徴収選択口座における上場株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得の金額を申告することもできません。

【参考】上場株式等の譲渡損失と利子等及び配当等の損益通算の例

① 源泉徴収選択口座内の譲渡損を申告不要とする場合

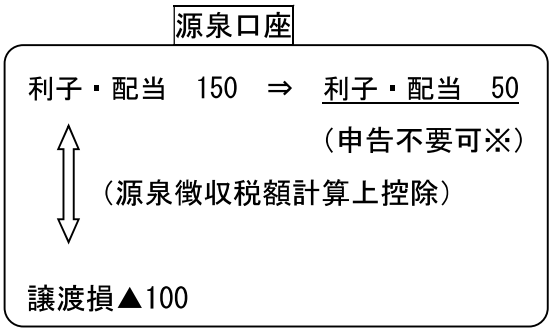

※ 同一源泉口座内の利子又は配当のいずれか一方のみを申告不要とすることはできません（同一源泉口座内の利子及び配当の全てについて申告の要否を選択します。）。

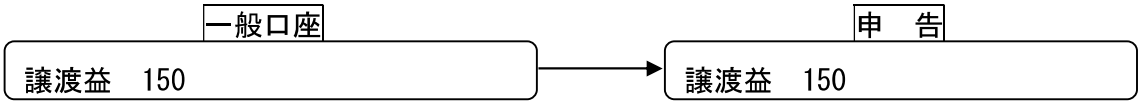

② 源泉徴収選択口座内の譲渡損を申告する場合（利子・配当との損益通算なし）

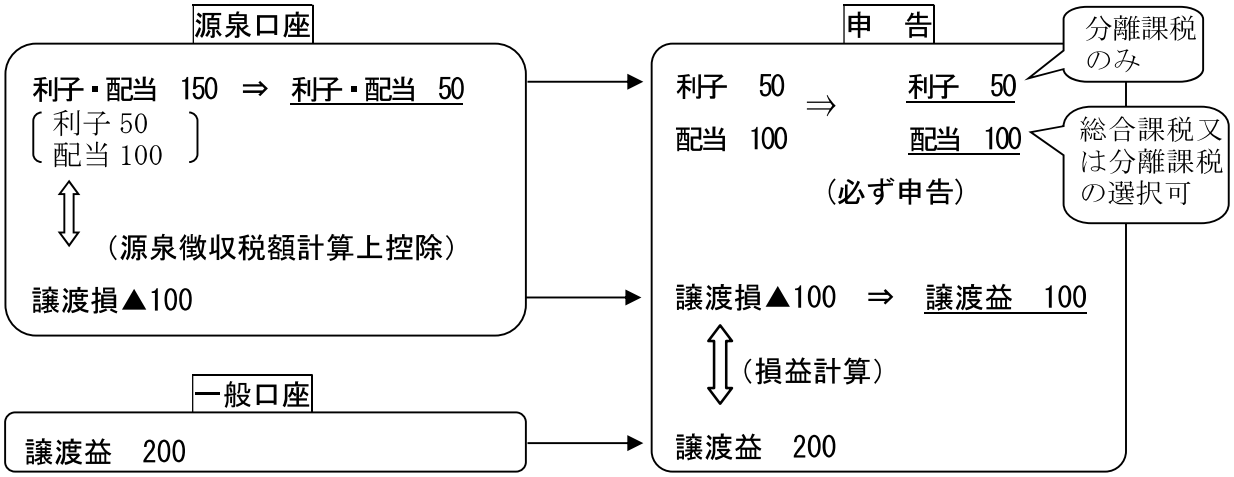

（注１）申告をする場合は、所得金額を通算前（この例では、利子50、配当 100、譲渡損▲100）にしたところで計算し直すこととなります。

（注２）この例では、上場株式等に係る譲渡所得等の計算上の損益計算を行うのみで、利子所得及び配当所得との損益通算は行いません。

なお、源泉徴収選択口座内配当等の申告に当たって、配当所得については課税方式の選択（申告分離課税又は総合課税）をすることができますが、利子所得については総合課税の選択はできません。

③　源泉徴収選択口座内の譲渡損を申告する場合（利子・配当との損益通算有）

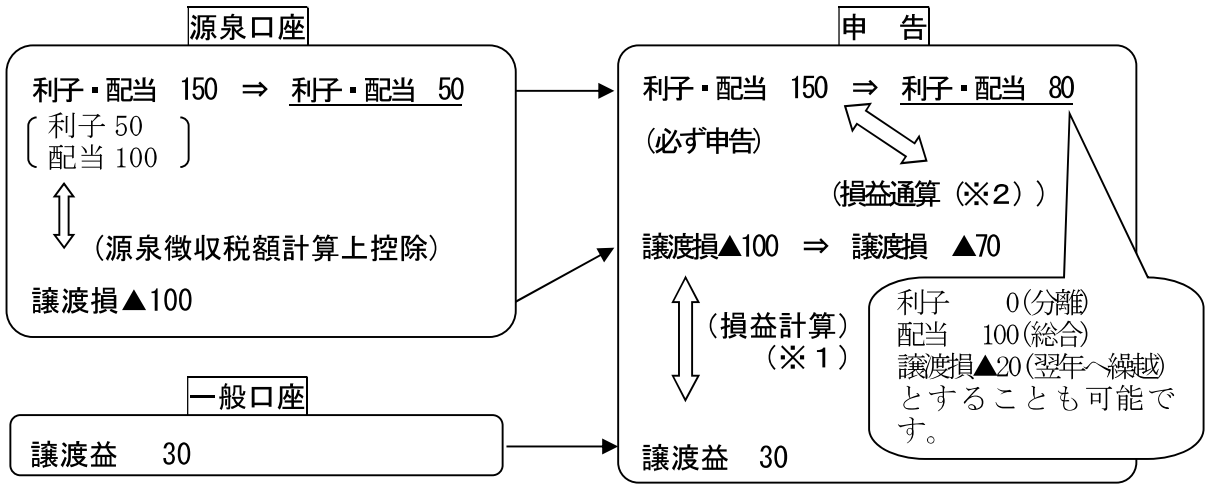

（注１）申告をする場合は、所得金額を通算前（この例では、利子50、配当 100、譲渡損▲100）にしたところで計算し直すこととなります。

（注２）この例では、一般口座に係る上場株式等に係る譲渡所得等との損益計算を行い（※１）、なお控除できなかった譲渡損失の金額を利子所得及び配当所得と損益通算しますので（※２）、利子所得及び配当所得について申告分離課税を選択しなければなりません（配当所得について総合課税を選択した場合は、譲渡損失との損益通算はできません。）。

ただし、配当所得については総合課税・分離課税の選択が可能であるため、配当所得については総合課税を選択して、譲渡損失について利子所得との損益通算のみを行うこともできます（引ききれなかった譲渡損失については翌年分以降へ繰り越すことができます。）。

④　源泉徴収選択口座内の利子・配当を申告不要とする場合

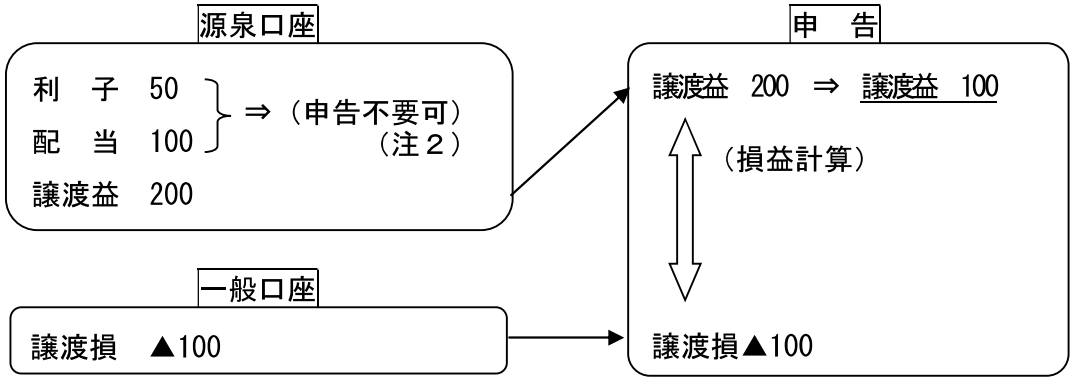

（注１）この例では、源泉徴収選択口座内配当等について譲渡損失との損益通算をしておらず、また、申告においても上場株式等に係る譲渡所得等の計算上の損益計算を行うのみで、利子所得及び配当所得との損益通算は行わないので、源泉徴収選択口座内配当等については、申告不要とすることができます。

（注２）源泉徴収選択口座内の利子・配当等について申告不要の特例を適用する場合の単位は、その源泉徴収選択口座においてその年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得及び配当所得ごととなるため、利子所得又は配当所得のみを申告不要とすることはできません（ただし、申告した配当所得については、総合課税又は分離課税の選択が可能です。）。

⑤　源泉徴収選択口座内の譲渡益を申告不要とする場合

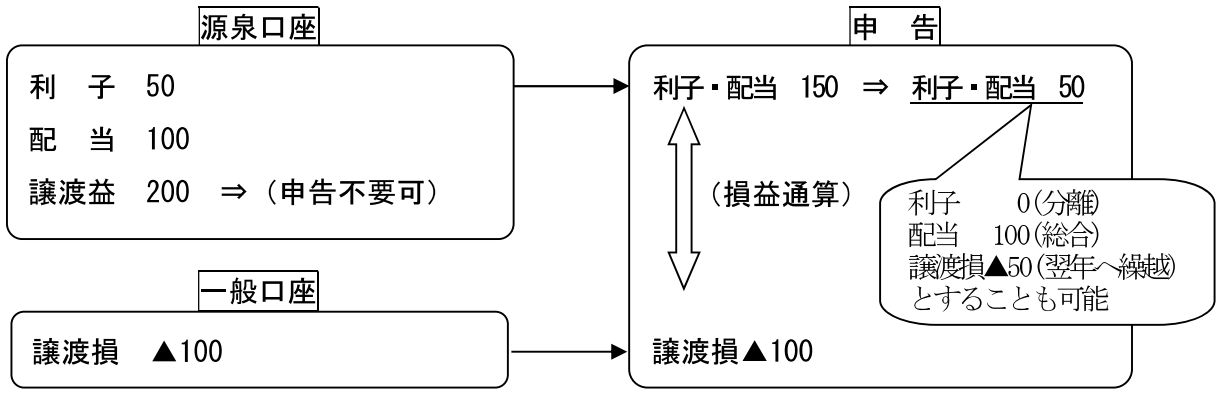

（注）この例では、源泉徴収選択口座内配当等について確定申告において譲渡損失と損益通算するため、利子所得及び配当所得について申告分離課税を適用しなければなりません。

ただし、配当所得については総合課税・分離課税の選択が可能であるため、配当所得については総合課税を選択して、利子所得についてのみ譲渡損失との損益通算を行うこともできます（引ききれなかった譲渡損失については翌年分以降へ繰り越し可）。

3　特定口座年間取引報告書

金融商品取引業者等では、特定口座において保管している上場株式等について、取得の日、取得価額、株数などを管理しており、譲渡の都度、総平均法に準ずる方法により取得費等の額を計算の上、譲渡損益の計算を行います。また、特定口座において保管されている同一銘柄の上場株式等のうち、その一部が譲渡された場合には、先に取得したものから順次譲渡されたものとして所有期間の計算を行います。この損益計算は年間を通じて行われ、翌年１月末には、年間の取引の結果である「特定口座年間取引報告書」が２通作成されます。作成された「特定口座年間取引報告書」のうち１通は特定口座を開設した金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長へ提出され、他の１通は特定口座を開設した個人に交付されることとなります。

「特定口座年間取引報告書」には、①特定口座を開設した者の氏名及び住所、②生年月日、③源泉徴収の有無、④年間の総収入金額、総取得価額及び所得又は損失の額、⑤年間の源泉徴収税額、⑥配当等の交付状況などが記載されます（措法 37 の 11 の３⑦、措規 18 の 13 の５①、②）。

4　特定口座内保管上場株式等の譲渡損益の確定申告手続

金融商品取引業者等から交付された「特定口座年間取引報告書」には、収入金額、取得費及び譲渡に要した費用の額等、所得又は損失の額など、確定申告に必要な内容が記載されています。この内容を、確定申告書の所定の欄にそれぞれ記載し、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を添付して、確定申告を行うこととなります。

なお、一の特定口座以外に株式等の譲渡がないときは、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます（措令 25 の 10 の 10⑦）。

Ⅴ　上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択

１　概要

所得税の確定申告書を提出し、個人住民税（以下「住民税」という。）の申告書を提出していない場合、特定配当等（注１）に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額（注２）に係る所得についての住民税は、所得税と同じ課税方式を選択したものとみなされ、住民税が課税されます（地方税法317の３①）。

ただし、住民税の納税通知書が送達される時までに、税務署及び市区町村のそれぞれに対して次の２に掲げる手続を行うことにより、上場株式等の配当所得等に係る課税方式（「申告不要」、「申告分離課税」又は「総合課税」）及び源泉徴収「有」を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る課税方式（「申告不要」又は「申告分離課税」）について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが可能となります。

（注１）租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等の配当等及び同法第41条の12の２第１項各号に掲げる償還金に係る同条第６項第３号に規定する差益金額をいいます。

（注２）租税特別措置法第37条の11の４第２項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額をいいます。

２　課税方式の選択

所得税と住民税で異なる課税方式による課税を選択する場合には、所得税等の確定申告書を所轄税務署に提出するほか、住所地の市区町村に住民税の申告書も提出する必要があります。

この場合、住民税の申告書は、住民税の納税通知書が送達される時（毎年６月上旬頃）までに提出しなければなりません（地方税法313⑬括弧書、⑮括弧書）。

申告書の提出例

１　【原則】住民税の申告書を先に提出

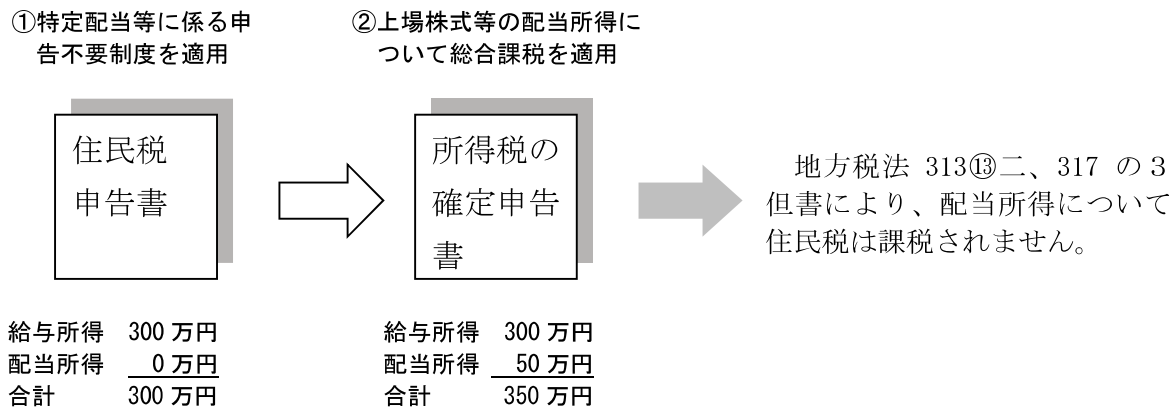

２　【例外】所得税の確定申告書を先に提出

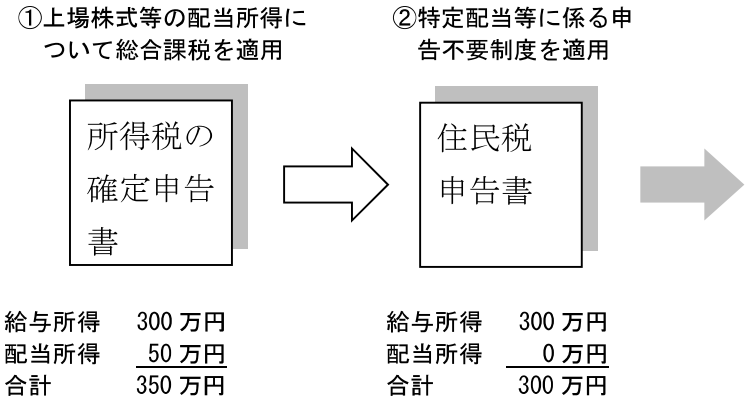

地方税法 313⑬、317 の２①、317 の３①により、所得税の確定申告書に配当所得を計上した上で先に提出した場合には、住民税についても配当所得を計上した上で申告を行ったことになりますが、所得税の申告書及び住民税の申告書に記載された事項その他の事情を勘案して配当所得を除外することが適当であると市町村長が認めるときは、当該配当所得に係る住民税は賦課されません。

３　選択による影響

（１）所得税

イ　申告不要制度

申告不要制度を選択した場合、「配偶者（特別）控除」、「扶養控除」などを判定する際の「合計所得金額」は、上場株式等に係る配当所得及び源泉徴収口座の所得を含めずに判定することになります。

ロ　申告分離課税

上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額と損益通算することができます。

なお、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後３年間にわたり、確定申告により上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。

また、申告分離課税を選択した場合、配当控除の適用はありません。

ハ　総合課税

総合課税を選択した場合、上場株式等に係る配当所得等は、原則、配当控除を適用することができます。

（２）住民税

イ　申告不要制度

申告不要制度を選択した場合、「配偶者（特別）控除」、「扶養控除」などを判定する際の「合計所得金額」には、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を含めずに判定します（地方税法313⑫⑭）。

なお、申告不要制度を選択した場合、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの保険料の算定に、これらの所得は算入されません。

ロ　総合課税

総合課税を選択した場合、特定配当等に係る所得は、原則、配当控除を適用することができます（地方税法制定附則５③）。